

2021年9月3日
阪神高速トール神戸株式会社

社員の懲戒処分について

弊社料金所スタッフに対して以下の懲戒処分を行いましたのでお知らせします。

- 1 懲戒処分の内容
停職7日間（2021年9月3日付け）
- 2 懲戒処分の理由
サービス規律に違反したため

弊社といたしましては、今回の事態を真摯に受け止め、更なる社員への指導・監督の強化に努め、今後ともサービス規律の遵守を徹底してまいります。